

燃え殻，ばいじん，汚泥の取扱いについて

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い，廃棄物の処理及び清掃に関する法律が下記のとおり改正されました。

1．廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等の特別管理廃棄物への指定

新たに下記の廃棄物が特別管理廃棄物に指定されました。

ダイオキシン類の含有量について厚生省令で定める基準*に適合しないばいじん，焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という）

排ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉から排出される汚泥

上記のばいじん等や汚泥を処分するために処理したもの

厚生省令で定める基準：試料1グラムにつきダイオキシン類3ナノグラム以下であること

経過措置

平成12年1月15日までに設置された特定施設から排出される廃棄物については，平成14年11月30日までは，厚生省令で定める基準は適用されません。

上記の廃棄物をセメント固化等の三方法*により処分する場合には，厚生省令で定める基準は適用されません。

三方法とは

セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに，適切に造粒し，又は成形したものを十分に養生して固化する方法

薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ，重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに，当該溶出液中重金属を溶出させ，当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について，重金属が溶出しない状態にし，又は精錬工程において重金属を回収する方法

2．特別管理廃棄物に係る処理基準の改正

(1) 処理基準の適用

新たに特別管理廃棄物とされた廃棄物のうちばいじん等については，特別管理廃棄物の処理基準が適用されます。

(2) 埋立処分基準の改正

新たに特別管理産業廃棄物とされたばいじん等以外のものの埋立処分を行う場合には，あらかじめ総理府令で定める基準*に適合するものにしなければなりません。

新たに特別管理一般廃棄物とされたものについては，他の特別管理一般廃棄物と同様に埋立処分が禁止されています。

総理府令で定める基準：試料1グラムにつきダイオキシン類3ナノグラム以下

3. 特別管理産業廃棄物の追加に関する運用事項

(1) 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

新たに追加された特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、当該廃棄物の処理を事業内容に含む特別管理産業廃棄物処理業の許可が必要です。

これを踏まえ、排出事業者は許可を取得している業者に処理を委託して下さい。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

新たに特別管理産業廃棄物に指定された当該廃棄物を生ずることとなった施設を既に設置している事業者は平成14年12月1日以降、当該管理責任者を設置する必要があります。

資 格	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第八条の十七に規定による有資格者から当該責任者を選任して下さい。
報 告	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、その日から30日以内に市の条例規則で規定されている「特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書（第六号様式）」を提出して下さい。
提出先	京都市環境局事業部産業廃棄物指導課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通り御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル五階 ☎ 075-213-0926 FAX 075-221-6550

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

実 施 期 間：(財)日本産業廃棄物処理振興センター

東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル ☎ 03-3668-7311

申込み、問合せ：(社)京都府産業廃棄物協会（京都会場への申込みの場合）

伏見区深草西浦町4丁目35番地

☎ 075-645-3085